

平成25年度版 よくわかる年金制度のあらまし

追補(平成25年10月作成)

特例水準の解消のため、平成25年10月より年金額等が1.0%引き下げられました。本書に掲載されている各種年金額についても、平成25年10月～平成26年3月は下記の金額に読み替えてください。

10月からの各種年金額

(平成25年10月～平成26年3月の額)

●主な老齢年金

老齢基礎年金 (22頁・48頁他)	778,500円
老齢厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額 [※])	2,743,100円
加給年金額(32頁)	224,000円

※厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

●配偶者特別加算額(32頁・裏表紙)

受給権者の生年月日	配偶者特別加算額	配偶者の加給年金額 (含・特別加算)
昭和 9年4月1日以前生まれ	0円	224,000円
昭和 9年4月2日～昭和15年4月1日	33,000円	257,000円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,100円	290,100円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,200円	323,200円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,200円	356,200円
昭和18年4月2日以後生まれ	165,200円	389,200円

●振替加算額(32頁・裏表紙)

生年月日	振替加算額
昭和 2年4月1日以前	224,000円
昭和 3年4月1日以前	218,000円
昭和 4年4月1日以前	212,100円
昭和 5年4月1日以前	206,100円
昭和 6年4月1日以前	200,000円
昭和 7年4月1日以前	194,200円
昭和 8年4月1日以前	188,200円
昭和 9年4月1日以前	182,100円
昭和10年4月1日以前	176,300円
昭和11年4月1日以前	170,200円
昭和12年4月1日以前	164,200円
昭和13年4月1日以前	158,400円
昭和14年4月1日以前	152,300円
昭和15年4月1日以前	146,300円

生年月日	振替加算額
昭和16年4月1日以前	140,400円
昭和17年4月1日以前	134,400円
昭和18年4月1日以前	128,400円
昭和19年4月1日以前	122,500円
昭和20年4月1日以前	116,500円
昭和21年4月1日以前	110,400円
昭和22年4月1日以前	104,600円
昭和23年4月1日以前	98,600円
昭和24年4月1日以前	92,500円
昭和25年4月1日以前	86,700円
昭和26年4月1日以前	80,600円
昭和27年4月1日以前	74,600円
昭和28年4月1日以前	68,800円
昭和29年4月1日以前	62,700円

生年月日	振替加算額
昭和30年4月1日以前	56,700円
昭和31年4月1日以前	50,800円
昭和32年4月1日以前	44,800円
昭和33年4月1日以前	38,800円
昭和34年4月1日以前	32,900円
昭和35年4月1日以前	26,900円
昭和36年4月1日以前	20,800円
昭和37年4月1日以前	15,000円
昭和38年4月1日以前	15,000円
昭和39年4月1日以前	15,000円
昭和40年4月1日以前	15,000円
昭和41年4月1日以前	15,000円

●遺族基礎年金(59頁)

	子の数	基本額	加算額	合計額
子のある妻が受給	子1人	778,500円	224,000円	1,002,500円
	2人	778,500円	448,000円	1,226,500円
	3人	778,500円	522,600円	1,301,100円
子が受給	子1人	778,500円	—	778,500円
	2人	778,500円	224,000円	1,002,500円
	3人	778,500円	298,600円	1,077,100円

※子の数が上記より多い場合は、以降1人につき75,400円が加算されます。

※子が受給する遺族基礎年金は、上記表中の合計額を子の数で除して100円未満を四捨五入した額が1人当たりの額になります。

●遺族厚生年金の経過的寡婦加算額(60頁)

妻の生年月日	加算額	妻の生年月日	加算額	妻の生年月日	加算額
昭和 2.4.1以前	583,900円	昭和12.4.2~昭和13.4.1	346,000円	昭和23.4.2~昭和24.4.1	155,700円
昭和 2.4.2~昭和3.4.1	554,000円	昭和13.4.2~昭和14.4.1	331,400円	昭和24.4.2~昭和25.4.1	136,300円
昭和 3.4.2~昭和4.4.1	526,200円	昭和14.4.2~昭和15.4.1	317,600円	昭和25.4.2~昭和26.4.1	116,800円
昭和 4.4.2~昭和5.4.1	500,500円	昭和15.4.2~昭和16.4.1	304,400円	昭和26.4.2~昭和27.4.1	97,300円
昭和 5.4.2~昭和6.4.1	476,500円	昭和16.4.2~昭和17.4.1	292,000円	昭和27.4.2~昭和28.4.1	77,900円
昭和 6.4.2~昭和7.4.1	454,200円	昭和17.4.2~昭和18.4.1	272,500円	昭和28.4.2~昭和29.4.1	58,400円
昭和 7.4.2~昭和8.4.1	433,200円	昭和18.4.2~昭和19.4.1	253,000円	昭和29.4.2~昭和30.4.1	39,000円
昭和 8.4.2~昭和9.4.1	413,600円	昭和19.4.2~昭和20.4.1	233,600円	昭和30.4.2~昭和31.4.1	19,500円
昭和 9.4.2~昭和10.4.1	395,200円	昭和20.4.2~昭和21.4.1	214,100円	昭和31.4.2以後生まれは 加算されません	
昭和10.4.2~昭和11.4.1	377,800円	昭和21.4.2~昭和22.4.1	194,700円		
昭和11.4.2~昭和12.4.1	361,500円	昭和22.4.2~昭和23.4.1	175,200円		

※50円以上切上げ、50円未満切捨て

●中高齢寡婦加算(60頁)

中高齢寡婦加算	583,900円
---------	----------

●障害年金(62頁)

1級	厚生年金	障害厚生年金(最低保障額)	583,900円
		配偶者加給年金額	224,000円
	国民年金	障害基礎年金	973,100円
		子の加算額	2人目まで(1人につき)224,000円、3人目から(1人につき)74,600円
2級	厚生年金	障害厚生年金(最低保障額)	583,900円
		配偶者加給年金額	224,000円
	国民年金	障害基礎年金	778,500円
		子の加算額	2人目まで(1人につき)224,000円、3人目から(1人につき)74,600円
3級	厚生年金	障害厚生年金(最低保障額)	583,900円

雇用保険の変更点(44~45頁)

雇用保険の賃金日額等は、毎年8月から変更になります。本書記載の賃金日額等について、平成25年8月から平成26年7月までの金額は以下のとおりになりました。()内は、本書に記載されている平成24年8月から平成25年7月までの金額です。

- 賃金日額下限額
2,310円(2,320円)
- 高年齢雇用継続給付の支給最低限度額
1,848円(1,856円)
- 高年齢雇用継続給付の支給限度額
341,542円(343,396円)
- 60歳到達時の賃金月額上限
448,200円(450,600円)